

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年 8月19日
照会部署名 大津年金事務所 厚生年金適用調査課
照会担当者 アシスタントインストラクター (役職名) 課長 奥野 由寿
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

[業務実施部署の長の確認] 中島

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No. 2010—091	本部受付番号 No. 2010—921
-------------------------	---------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

被服手当について

(内容)

老人ホームを運営する当該社会福祉法人の就業規則によれば、被服手当の支給は、次のとおり規定されています。

(被服手当)

第22条の2 被服手当は、次の各号に掲げる職員に対し支給する。

(1) 法人が指定する職員。

(2) 前号以外の職員で、特に園長が必要と認める者。

2 被服手当の支給は、原則として1年に1回、購入実費相当額として法人が定める金額の支給、又は現物支給を次の通り行う。

(1) 事務職員・相談員・看護師・介護支援専門員・介護職員・業務員は、特に統一した基準を設けず、購入費用として10,000円を支給する。

(2) 調理職員は統一した服装とし、法人が服装を支給する現物支給とする。

昭和10年3月18日保発第181・182号では、「被保険者に無料貸与又は給与される被服等は、それが労務の対償として事業主から受けるものか否かにより決定すべく、その貸与又は支給の方法、条件、種類、程度等から見て労務の対償として受けるものと認められるときは報酬月額に加算する。現物給与の代りに現金による場合も同様である。」と示されています。

また、昭和11年6月15日保発346号では、「無料貸与または給与される被服であつていわゆる勤務服である制服または作業服のようなものは、事業主から受ける労務の対償でないと認めるのが妥当である。」と示されています。

この事業所を受け持つ社会保険労務士によれば、①現実的に業務にしようする被服代として被服手当の金額では不足していると思われる。②事務職員についても、人手が不足した場合や緊急時などの場合に備え、同様の被服が必要となる。③実際に被服を購入したか否かの確認や清算は行っていない。④被服の現物を貸与または給与している者については被服手当の支給が無い。とのこと。

これらのこと踏まえ、この事業所における就業規則に規定されている事務員等に年1回支給する被服手当の1万円が下記の見解のとおり「労務の対償」と認められるものかご教示願います。

1 「労務ノ対償」か。

当該被服手当は通勤手当等と同等に賃金台帳に記載があり、また、非課税手当額としては計上されていません（つまり課税されています）。

また、「購入実費相当額」とされているものの、実際に被服を購入したか否かの確認を事業所は行っておらず、手当と実費に過不足が生じたとしても清算を行っていません。

したがって、事業所独自の計算方法で算出した一律の基準で支払われていることから、実費弁済的とは言えず、すなわち、「労務ノ対償」であると認められます。（疑義照会回答2010-414と同様）。

2 「勤務服タル制服又ハ作業服等」か。

現物支給であれば、判断するのは容易であると思われますが、「現物に代えて」現金支給された「被服」を勤務服等と判断する基準は示されていません。

ということは、「現物に代えて」ということが言えるかの判断となってきます。

「現物に代えて」というからには、当然、支給された現金で現物を購入し、勤務服等として使用していることが必要であると思われます。

つまり、購入実績と使用実績についての確認が必要であると思われますが、

実務上は使用実績についての把握が困難であるため、購入実績の確認をもつてするしかないと考えます。

この確認は、当然、事業主で行なうべきものであります、調査時において年金事務所が実績を確認できるものを作成している必要があると考えます。

購入実績の確認は、領収書を確認することで足りますが、領収書またはその写しの保管が必要と考えます。

3 結論

上記の確認を行っていない場合は、「勤務服タル制服又ハ作業服等」を「現物に代えて支給」ということが言えない（確認できない・立証できない）ため、年1回の賞与支給があったと判断してよろしいでしょう。

（ブロック本部回答）

当該被服手当は、疑義照会【2010-414】の回答にあるように、実費弁済的なものと確認ができないため「労働の対償」と考えられます。したがって、当該被服手当は、年1回支給されることから賞与として考えるのが、妥当と思われます。

回答日 平成22年8月24日

回答部署名 近畿ブロック本部適用・徴収支援部厚生年金適用支援グループ

回答作成者 ニューアライナ・トラウター（厚生年金適用支援G長）新村 知之
連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

（本部回答）

賞与とは賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対償として受けるすべてのもののうち、三月を超える期間ごとに受けるものをいう。

ご照会の場合の被服手当については、被服手当という名称ではあるが、実際に被服を購入したか否かの確認や精算を行っていないことから考えると、「その実体が経常的実質的収入の意義を有するものであれば報酬に含める」【昭和32年2月21日保文発第1515号】とされており賞与として扱うことが妥当と考える。

回答日 平成22年10月14日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ

回答作成者 小玉 幸夫
連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

山上